

「山形市建設工事等におけるウィークリースタンスの推進に係る行動方針」

1 目 的

受発注者間において、建設工事及び工事関連業務委託の施工・履行に際し、双方の協働により時間外勤務を縮減することで、より一層の工事及び業務の円滑化と品質の向上を図るとともに、働き方改革を推進することを目的とする。

また、本方針に基づく取組みが、職員の工事及び業務の監督や日々の通常事務にも自然と波及し、官民双方の職場環境改善(働き方改革)につながっていくことを期待する。

2 適 用

住宅政策課が契約事務を所管する令和6年4月1日以後に入札の公告又は指名通知を行う工事及び工事関連業務委託（災害対応等を除く。）

3 取組み内容

◆打合せ時間

- ・午後4時以降の打合せは行わない。
(受注者の移動時間が勤務時間外にならないよう配慮する。)

◆作業依頼

- ・作業内容に見合った作業期間を確保する。
- ・休日明け日(月曜日など)を依頼の期限日としない。
(休日作業が発生するような依頼は行わない。)
- ・休前日(金曜日など)に新たな依頼をしない。
- ・受注者の定めるノー残業デーにかかわらず、定時間際や定時後に依頼をしない。
- ・ワンデーレスポンスの対応の徹底。
- ・受発注者間で全体の工事工程の確認・共有を行い、作業工程の把握に努め、必要に応じて見直しを行う。

◆工事・業務工程

- ・早期発注等による発注時期の平準化
- ・適切な工期・履行期間の確保

※緊急性を要する災害対応などにおいて、やむを得ず上記の原則に沿った対応ができない場合は、作業依頼時に、受発注者双方で作業内容や提出期限等を確認し、合意を図る。